平成２９年（フ）第９４号
静岡県伊豆の国市長岡1011－６　ふるさとホーム伊豆の国、住民票上の住所静岡県伊豆市松ケ瀬278番地の11
破産者　山本　明世
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
静岡県伊豆市佐野302番地の８、前住所静岡県沼津市東原380番地の１　コーポマリ202号室
破産者　松下　治美
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７４号
福岡市東区香住ケ丘２丁目16番41－202、開始決定時の住所福岡市東区香椎駅東３丁目５番26号
破産者　前田　　凌
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３７号
福岡市城南区長尾５丁目18番７号
破産者　清成　明正
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８３号
埼玉県川口市戸塚東２丁目24番18号
破産者　麻原　伸晃
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４８号
さいたま市岩槻区本町２丁目４番19号
破産者　杉本　達哉
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８５号
さいたま市北区日進町２丁目1605番地　第２ハクサンハイツ306
破産者　飯野　文夫
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６２号
さいたま市北区奈良町36番地８
破産者　小林　昭生
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０３号
埼玉県上尾市大字上野本郷193番地３
破産者　小島　克也
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４０号
神奈川県横浜市港北区綱島西５－13－33ヴィラ・アマデウス２階204号室、開始決定時神奈川県横浜市港北区高田西２－22－34－２Ｆ㈱美養内（開始決定時の住民票上の住所）大阪府和泉市鶴山台３丁目８番56－504号
破産者　中畑　義則
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅６－102、開始決定時大阪府泉佐野市長滝3258－５宇賀方
破産者　小村　　探
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番４－501号
破産者　井上千代枝
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
大阪府阪南市尾崎町１丁目９番19号301号、前住所和歌山県和歌山市島橋北ノ丁２番16号
破産者　坂之上和幹
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
福岡市東区和白５丁目１番23－301号
破産者　吉田　香織
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２３号
福岡県福津市津屋崎８丁目７番37号　フレッシュコーポＫ・Ｋ福津Ⅰ　102、前住所福岡県福津市桜川３番３号
破産者　高吉　りか
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６５号
福岡県太宰府市朱雀３丁目２番８号、前住所福岡県太宰府市朱雀２丁目23番14号
破産者　白坂　志穂
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７９号
福岡県宗像市須恵４丁目29番26－203号
破産者　渡辺　佳寿
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８０号
福岡県宗像市須恵４丁目29番26－203号
破産者　渡辺　由貴（旧姓井口）
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部